

わが国における「土木」の語義と 歴史的経過について

日本大学工学部 正会員 藤田 龍之

The Meaning and the Historical Process of
“Civil Engineering” in the Japanese

by Tatsushi FUJIIYA

概 要

現在用いられている「土木」という言葉については、いつ頃から使われていたのかについては明らかにされていない。明治以前は使われていなかったとか、あるいは、全く反対に「土木」という言葉は古い言葉で孝徳天皇の時代つまり大化の改新あたりにあった、という色々な説がある。そこで、「権記」を始め日本の文献に現れる「土木」という言葉について、その出典と語義の歴史的変遷について考察し、現在われわれが用いている道路、橋梁、築堤工事などを意味する言葉として使われるようになったのかについて明らかにする。

【キーワード：明治以前、日記、随筆、故実書】

1, まえがき

一般の人々が持っている「土木」という言葉のイメージはあまり良いものではないらしい。このことについて、土木学会では昭和62年9月の「土木改名論を考える」という研究討論会があったが、これまでも数回改名論が起こっている。また、第一巻の土木学会誌に早くも「土木」に代わる言葉についていろいろな議論がなされている。しかし、この「土木」という言葉については礼賛論まではいかなくとも、あえて改名する必要がないという意見もあり、今日まで他の言葉に変わるまでに至っていない。また、昭和62年11月18日を最初の「土木の日」と決め、以後この日を「土木」に関する記念日にしたこともあるので、あらためて「土木」の語義についての歴史的経過を調べた。

2, 「土木」の語義に関するこれまでの経過

ここで、過去の改名論の基になっている「土木」の語義については前述の研究討論会資料に述べられているが、その出典などを列記していく次のようになる。

佐藤四郎¹⁾；『晋書』稽康伝、稽康字ハ叔夜風度アリ形骸ヲ土木ニシ自ヲ藻飾セス。『周書』、蘇綽門質アリテ才具ナキ人ヲ嘲ツテ土木牛馬トイフ

石橋純彦²⁾；『後漢書』、「殫極土木」、「造起九廟窮極土作」。

松尾春雄³⁾；『大言海』より『晋書』、稽康伝、「土木形骸、不自藻飾」、『會我扇八景』、「内に土木の気を養いて、外、青黄の色なく」。『唐書』、百官志、「工部郎中、員外郎、各一人；掌城地土木之工役」、『源平盛衰記』；24、南都合戦、同焼失の事に「されば天平17年に、土木の造縁を始められしに或は力士、変化の牛、来つて材料を運び、或は久米の仙人、通力を起こして大木を飛ばし・・・」。

真田秀吉⁴⁾；字書によれば、土木の字は晋時代(300年頃)に「抑土木勝、臣懼人心不安」の語あり、

此等土木の字は建築も土木も総合的に使用した造宮の意味の語であって、専門語ではなかった。

ここに示した文献にある「土木」の語義としては、中国文献、日本文献とも現在使われている意味とはかなり異なっていると考えられるが、上記に示された「土木」の語義のうち、中国の文献に出てくる「土木」という言葉についての歴史的経過は次回にし、本報においては、日本の文献についての検討を行う。「土木」という言葉の語義については、明治以後変化はないと考えられるので、ここでは、明治以前の「土木」という言葉の歴史的経過を『日本国語大辞典』に示されている文献を始め、「土木」という言葉が用いられている種々の文献を示し、その語義について検討した。さらに、明治以前は同義語の「普請」あるいは「作事」という言葉が使われ「土木」は見あたらないと言われていることもあるので、この事についても調べた。

この「土木」という言葉が明治以前には使われていなかった、ということについて、真田⁴⁾は次のように述べている。

明治以前の土木関係の著書には、治水、堤防、橋梁等の書に普請の字あるも土木の字なし。明治四年発行の地方汎例録には土普請の語あり。十三年内務省土木局発行の土木工要録は、主として治水工作物の書であるが、初めて土木の字を用いた。前記の如く土木の字を専門語となせるは、明治以後のことである。

また、天野は⁵⁾「土木」とその改名論議について、の中で

江戸時代には勘定奉行の下に普請方を置いて道路、治水、開墾などの事業に当たさせた諸藩には普請奉行をおいた。こうして明治期にはいるまでは、川普請、土普請の語はあるが、「土木」は見あたらない。

しかし、内務省史によると、「明治2年4月、太政官内に民部官を設け、6月4日、「民部官職制」を制定し「土木司」など五司をおき、さらに、同3年10月工部省が新設され、同4年8月に「土木寮」と改名されたとある。これからを考察すると明治になってから「土木」という言葉を急遽造ったようになってしまい、不自然さは免れない。そこで、このようにあまりハッキリしていない「土木」という言葉の「アイデンティティー」を確立したいと考えている。

3, わが国の文献に現れた「土木」

「土木」という言葉についていつ頃から使われたかについて、椎貝は「大化の改新」あたりから始まると考えてよいと述べている。しかし、このころの文献としては古事記、日本書紀があるが、これらの中には「土木」という言葉はまったく見あたらない。さらに下って、その後の歴史書である続日本記、日本後記あるいは延喜式、交替式などにも出てこない。「土木」という言葉が使われだしたのは平安時代末期であるらしい。また、平安末期、橘忠兼が編纂した古代国語辞書である『色葉字類抄』には、「土木、伎芸、トボク、工匠又造作名也」とある。ここで、種々の文献に現れた「土木」について、出典、時代、解釈について検討してみた。

〔権記〕 長保四年三月十九日、乙卯、召使有忠来告、……中略……諸道勘申火災由縁、事旨廣多、是以儉約可消其災火之趣也、仍營造之間、重制過差、不費土木之功力、可柱梁之高大、然吏民經營自省其煩、……

権大納言藤原行成の日記。長保四年は西暦で1002年となり平安中期である。

これは、火災により宮殿が焼失し、再建することになったが、この際儉約を第一に考え、柱を高くしたり、梁を大きくするのは止めるべきだ。という意味に解釈できる。それで、ここの「土木」は造宮のための工事を指しているのだから、建築的な意味合いが強く感じられ、現在使われている意味での「土

木」とは考えにくい。

〔兵範記〕 久安五年十月廿五日癸酉 天晴、成樂院中御堂供養也、是非御自願、奉爲故北政所、去夏企土木、其功速終、今日被遂供養也、三間四面檜皮葺御洞一字、……

西洞院兵部卿平信範の日記。西暦1149年で平安末期、ここにある「土木」は「成樂院中御堂が完成したので今日供養した」とあることにより、寺院など宗教関係の建物を造ったと解釈され、『權記』の「土木」と同じ意味と考えられる。

〔吾妻鏡〕 建久六年三月十二日丁酉、朝雨霽、……今日東大寺供養也、…… 文治元年……同二年丙午四月十日、始入周防国、拙採料材、致柱礎構、企土木功載柱一本之車、……

鎌倉幕府の創始期から中期までの事蹟を、幕府自身で編纂した歴史書。これは重源上人などによって再建された東大寺の供養に源頼朝が参堂したことを記している。これより、ここに出てくる「土木」という言葉は前記の『兵範記』と同様の意味に解釈される。

〔方丈記〕 その時、おのづからことの便りありて、……中略……もとよりこの所にをるものは、地を失ひて愁ふ、今移れる人は、土木のわづらいあることをなげく。道のほとりを見れば車に乗るべきは馬に乗り衣冠、布衣なるべきは多く直垂を着たり。……

鴨長明作、鎌倉時代の随筆。治承四年の福原遷都のところである。この「土木のわづらい」については、『説』、『諺解』、『流水抄』、『宜春抄』などにより種々の解釈がなされているが建築材料説と家屋敷を建てるという説に集約され、土木的な意味として解釈しているものは一つもない。

〔擬香山模草堂記〕 賀草堂新成詩

白氏鏤峯伝昔様 斯栖元白属幽閑 池模蓮府古時水 月似虎谿秋夜山

翠蓋掩窓松百丈 草堂模跡竹三間 爰營土木日々攀

源通親作、鎌倉初期の歌人。「爰に土木を營みて日々攀づ」の中の「土木」の解釈としては、草堂を新たに造ったことを賀すということから、建築および造園の意味と考えられる。

〔源平盛衰記〕 廿四 されば、天平十七年に、土木の造縁を始られしに、或は力士變化の牛來て料材を運び、或は久米の仙人通力を起て大木を飛し、或は雷 磐石を碎て船筏を下き。……

作者不詳、天平十七年に「土木の造縁」を始められしに、とあるが、造縁（大槻文彦『大言海』、国民文庫刊『源平盛衰記』とも同じ）という言葉は辞書にはなく、これはおそらく「造営」か「造宮」の誤写かと思われる。この「土木の造縁」（原文のまま）とは、東大寺の建立を開始したという意味であるから、現在の感覚からすると、土台などの基礎工事等一部土木的な仕事が含まれてはいるものの、多分に建築的要素が強く、いま使われている「土木」とマッチしたものとは考えづらい。

〔空華日用工夫集〕 永和二年八月五日邀請園造營奉行官人上杉刑部等……中略……限三年以十州管内關稅棟別及鎌倉中諸課役等充之暫停他寺社土木事

義堂周信の日記、南北朝時代の臨濟宗の禅僧。西暦1376年で室町時代、暫く他の寺社の土木の事を停めるべし。ここにある「土木」も建築の意味にとれつ。

〔曾我扇八景〕 相鶴經に曰鶴は。一百六十年にして雌雄相見てはらみ。一千六百年に胎化してうむといへり。又曰。内に土木の氣をやしなひて外青黄の色なく。天寿をのづからはかりなく聖人位にあるときんば。鳳凰にともなつて砌にあそぶ池水や。いはほの松に千代ふべき所見たてて鶴が岡。……

近松門左衛門作、浄瑠璃。

この浄瑠璃にでてくる「土木」の解釈について松尾は次のように述べている。

大言海にある稽康伝の解釈と同様にとらえ、「土木は身を飾らないこと、粗野の事」として、さら

に、「工学に用いられた場合にも土木が粗野な感じを与えるのは、その為もあると思う。」……略……「しかし近松が上記野文を書いた時、土木を単なる抽象的な意味に用いたのれはなく、土木を業とする者の 気質を連想していたようにも思える。土木に従事する者が、単なる労役を提供する者であり、教養のない者の集まりであった事が、土木の意味を低下していたのは事実であろう。」

しかし、この「土木」という言葉がでてくるのは「曾我扇八景」の冒頭のところで「鶴が岡」つまり「鎌倉の鶴が岡八幡」の序詞（枕詞）の部分で、非常におめでたい意味を現す文章の中に使われている。したがって、「粗野」だとか「教養のない者」という悪い言葉としてのニュアンスは全くない。ここの「土木」は五行にある水、火、木、金、土のうちの「土」と「木」であって、「内に土木の気を養い」とは土や木に含んでいる自然の精気を豊かにすると解釈できる。これより、ここに出てくる「土木」は、現在使われている道路や橋を造る「土木」という言葉とは全く関係のないものと考えられる。

〔近世記聞〕4・2 “生野銀山に義黨等屯集する事” 貴族のおん身にて土木と共に朽果んとは……

染崎延房著、これは文字通り「土と木」であって、「土木」という専門用語ではない。

これまでに示した文献に現れた「土木」という言葉は、現在の建設を意味する言葉ではなく、宮殿を建てるなどの「建築」あるいは「五行にある土木」や、単に「土」と「木」という意味に用いられている。

4、「土木」という言葉の成立

江戸時代の末期に幕府の命により編纂された『武家名目抄』の中に「土木」という言葉がしばしば現れ、その使われている意味が現在の意味とほぼ同じであると考えられる。そこで、これについて詳しく文献を引用して述べる。

『武家名目抄』とは江戸幕府の命により、塙保己一、山中信名、松岡辰方、和学講談所員等によって編纂された江戸時代後期（万延元年1860年）の武家故実書で全381冊からなっている。これは、武家に関する名称・品目を掲げ、それに関する古書や旧記を引証して解説した書物。鎌倉時代以後の武家諸般の名称。品名を職名・呼称・居拠・衣服など十六部門の分類し、それぞれに、その典拠を示して説明したものである。武家政治の体制を知るための重要な文献である。

〔武家名目抄稿〕

○ 作事奉行

按作事奉行は殿舎の修造より始めて土木のことは何事に限らすすへてふさぬるつかさなれば其方にてはむねとの所職なり……中略……それより後には土木のことあることに大かた奉行人の内うけ給はり沙汰することとはなりぬ…… 中略……足利殿の世となりては五力番衆の内より作事奉行普請奉行の兩職をさためて共に土木のことに従はしめ又奉行人の内より其事に勾當すべきものを定めて兩奉行と同しく土木を掌らしむ……中略……又普請奉行は作事奉行と共に事を沙汰するなかにやや職掌の差別あり作事には屋舎の修造をむねとし普請の方は土地につきたることを専務とせしなり……

○ 普請奉行

按普請奉行は作事奉行と共に土木のことをふさぬるつかさなれと各職掌に差別あり作事といへる方は營作屋宇の修造をむねとし普請といへる方は築き地をならす等の事を専務とせり凡普請といへるはもと僧家の語にして普く天下に請て堂塔を宮建する意より出たる辭なれば俗家に作事といふに

異なることなきいはれなるを中頃よりのならひにて殿舎堂塔等造作の事を作事といひ城壁堤防墻垣
なと修築するを普請といひしより作事普請と兩職には分れしなりされともと一致の司なれば土木の
役ある時は兩職ともにあつかりきく事常の事なり・・・

○ 普請衆

按普請衆といへるは幕府にもあれ大名にもあれすへて土木のことある時幕府にては大名後家人に
仰せ大名にては被管家子などに令して人夫を出さしめ土をならし砂石を運びなたすることを役せし
む……略

上述のように、この文献には「土木」という言葉がしばしば現れ、普請奉行、作事奉行などについ
て解説してある部分に使われている。これによると、作事、普請の二つを一緒にしたのが「土木」と
いう言葉になって用いられている。また、このうち「普請」という言葉が現在の「土木」であり「作
事」が「建築」を現す言葉であることがわかる。このような事から、江戸時代から既に、現在の土木
と建築の両方の意味を含んでいる「建設」という言葉と同義語と考えられる「土木」という言葉が成
立しており、明治政府の成立と共に制定された職制の中に「土木」という言葉が使われたのは、ごく
自然なことであるといつて良い。さらに、「土木司」あるいは「土木寮」など「・・司」、「・・寮」
という名称を用いたのは王政復古により、武家時代の職制である老中、目付、奉行などに代えて平安
時代の職制である「大宝令」参考にしたためであり、「土木司」、「土木寮」という明治の職名は「
土工司」あるいは「木工寮」という律令制度にある職名と『武家妙目抄』にある「土木」との組合せ
により出来た職制と考えられる。

〈参 考 文 献〉

- 1) 佐藤四郎；「土木」是非、土木学会誌 Vol.1 大 4.4
- 2) 石橋絢彦；土木ナル文字ノ詮議、土木学会誌 Vol.2 大 5.12
- 3) 松尾春雄；土木技術者の進むべき道、土木学会誌 Vol.35 昭 25.10
- 4) 真田秀吉；土木という語、土木学会誌 Vol.44、昭 34.6
- 5) 藤田龍之；「土木」の語義について 第28回 日本大学工学部学術研究報告会講演集 昭60.11